

平成 30 年度長野県立特別支援学校の幼稚部の幼児及び  
 高等部の生徒募集に係る基本的事項について（案）

特別支援教育課

1 募集人員及び志願資格

| 学 校 名  | 募 集 人 員 |                        |                      | 志 願 資 格   |
|--------|---------|------------------------|----------------------|---|
| 長野盲学校  | 幼稚部     |                        | 若干名                  | (1) 幼稚部<br>3歳以上の幼児で、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高く、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも<br>(2) 高等部<br>中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成30年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障がいの程度に該当するもの。ただし、専攻科理療科にあっては、高等学校（高等部）を卒業した者（平成30年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障がいの程度に該当するもの |
|        | 高等部     | 普通科<br>保健理療科<br>専攻科理療科 | 8名程度<br>8名程度<br>8名程度 |   |
| 松本盲学校  | 幼稚部     |                        | 若干名                  | (1) 幼稚部<br>3歳以上の幼児で、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高く、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも<br>(2) 高等部<br>中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成30年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障がいの程度に該当するもの。ただし、専攻科理療科にあっては、高等学校（高等部）を卒業した者（平成30年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障がいの程度に該当するもの |
|        | 高等部     | 普通科<br>保健理療科<br>専攻科理療科 | 8名程度<br>8名程度<br>8名程度 |   |
| 長野ろう学校 | 幼稚部     |                        | 若干名                  | (1) 幼稚部<br>3歳以上の幼児で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のも<br>(2) 高等部<br>中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成30年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障がいの程度に該当するもの   |
|        | 高等部     | 普通科<br>総合産業科           | 8名程度<br>8名程度         |   |
| 松本ろう学校 | 幼稚部     |                        | 若干名                  | (1) 幼稚部<br>3歳以上の幼児で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のも<br>(2) 高等部<br>中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成30年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障がいの程度に該当するもの   |
|        | 高等部     | 産業工芸科<br>被服科           | 8名程度<br>8名程度         |   |

| 学 校 名  | 募 集 人 員 |       |                                      | 志 願 資 格  |  |
|--------|---------|-------|--------------------------------------|--|--|
| 長野養護学校 | 高等部     | 普 通 科 | 50名程度<br>(朝陽教室8名以内及びすぎか分教室11名以内を含む。) | <p>中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成30年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあつては、障がいのため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。</p> <p>(1) 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</p> <p>(2) 知的発達の遅滞の程度が(1)に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p> |  |
| 伊那養護学校 | 〃       | 〃     | 40名程度<br>(中の原分教室8名以内を含む。)            |  |  |
| 松本養護学校 | 〃       | 〃     | 35名程度<br>(しなの木教室8名以内を含む。)            |  |  |
| 上田養護学校 | 〃       | 〃     | 30名程度                                |  |  |
| 飯田養護学校 | 〃       | 〃     | 35名程度                                |  |  |
| 安曇養護学校 | 〃       | 〃     | 40名程度<br>(あづみ野分教室8名以内を含む。)           |  |  |
| 小諸養護学校 | 〃       | 〃     | 40名程度<br>(うすだ分教室8名以内を含む。)            |  |  |
| 飯山養護学校 | 〃       | 〃     | 20名程度                                |  |  |
| 諏訪養護学校 | 〃       | 〃     | 30名程度                                |  |  |
| 木曾養護学校 | 〃       | 〃     | 10名程度                                |  |  |
| 花田養護学校 | 〃       | 〃     | 10名程度                                |  | <p>(1) 中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成30年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの(信濃医療福祉センターに入所予定の者に限ります。)。ただし、訪問教育にあつては、障がいのため通学して教育を受けることが困難な者で、花田養護学校の中学部を卒業した者(平成30年3月に卒業する見込みの者を含みます。)に限ります。</p> <p>ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</p> <p>イ 肢体不自由の状態が(1)のアに掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</p> <p>(2) 花田養護学校の中学部を卒業した者(平成30年3月に卒業する見込みの者を含みます。)で、(1)のア又はイに該当するもの</p> |

| 学 校 名   | 募 集 人 員 |       | 志 願 資 格  |
|---------|---------|-------|--|
| 稲荷山養護学校 | 高等部     | 普 通 科 | <p>40名程度<br/>(右欄(2)の該当者を対象とする更級分教室8名以内を含む。)</p> <p>中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成30年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあつては、障がいのため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</p> <p>イ 肢体不自由の状態が(1)のアに掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</p> <p>(2) 次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</p> <p>イ 知的発達遅滞の程度が(2)のアに掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p> |
| 若槻養護学校  | 〃       | 〃     | <p>10名程度</p> <p>中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成30年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあつては、障がいのため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。</p> <p>(1) 慢性の呼吸器疾患、じん臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの</p> <p>(2) 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</p>  |
| 寿台養護学校  | 〃       | 〃     | <p>20名程度</p> <p>中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成30年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあつては、障がいのため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 慢性の呼吸器疾患、じん臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの</p> <p>イ 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</p>   |

|  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|---|
|  |  |  |  | <p>(2) 次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</p> <p>イ 知的発達遅滞の程度が(2)のアに掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p> |
|--|--|--|--|---|

## 2 志願及び選考の方法

| 学 校 名   | 志 願   |   |       | 選 考  |  |       |
|---|---|---|-------|--|--|-------|
|   | 受付期間  | 志願書類  | 場所    | 方 法  | 期 日  | 場 所   |
| 長野盲学校<br>松本盲学校  | 平成 29 年 12 月 1 日 (金) から平成 30 年 2 月 23 日 (金) まで。幼稚部も同様とする。ただし、幼稚部は年度途中の志願もできる。   | (1) 入学願書<br>(2) 志願する本人の調査書 (志願先学校長の定めるもの)<br>(3) 訪問教育にあつては、病気療養のため入院している者又は児童福祉施設に入所している者は主治医又は施設長の同意書<br>(4) 志願先学校長が必要と認める書類 | 志願先学校 | 志願書類<br>学力検査<br>面接<br>ただし、幼稚部、訪問教育については、志願書類に基づいて総合的に判断する。 | 学力検査<br>平成 30 年 3 月 2 日 (金)<br>面接<br>学校長が別に定める日  | 志願先学校 |
| 長野ろう学校<br>松本ろう学校  | 平成 30 年 2 月 21 日 (水) から 3 月 1 日 (木) まで。幼稚部については、各校の募集要項による。ただし、幼稚部は年度途中の志願もできる。 |   |       |  | 学力検査<br>平成 30 年 3 月 7 日 (水)<br>面接<br>学校長が別に定める日  |       |
| 長野養護学校<br>伊那養護学校<br>松本養護学校<br>上田養護学校<br>飯田養護学校<br>安曇養護学校<br>小諸養護学校<br>飯山養護学校<br>諏訪養護学校<br>木曾養護学校<br>花田養護学校<br>稲荷山養護学校<br>(更級分教室を含む) | 平成 29 年 12 月 4 日 (月) から 12 月 14 日 (木) まで  |   |       |  | 学力検査<br>平成 30 年 1 月 19 日 (金)<br>面接<br>学校長が別に定める日 |       |

| 学 校 名   | 志 願                        |  |        | 選 考  |   |        |
|---|----------------------------|--|--------|--|---|--------|
|   | 受付期間                       | 志願書類   | 場所     | 方 法  | 期 日                                       | 場所     |
| 長野養護学校<br>朝陽教室<br>すざか分教室<br>松本養護学校<br>しなの木教室<br>安曇養護学校<br>あづみ野分教室<br>伊那養護学校<br>中の原分教室<br>小諸養護学校<br>うすだ分教室 | 平成29年12月4日(月)から12月14日(木)まで | (1) 入学願書<br>(2) 志願する本人の調査書<br>(志願先学校長の定めるもの)<br>(3) 訪問教育にあつては、病気療養のため入院している者又は児童福祉施設に入所している者は主治医又は施設長の同意書<br>(4) 志願先学校長が必要と認める書類 | 志願先学校  | 志願書類<br>学力検査<br>面接<br>ただし、訪問教育については、志願書類に基づいて総合的に判断する。 | 学力検査<br>平成30年1月20日(土)<br>面接<br>学校長が別に定める日 | 志願先学校  |
| 若槻養護学校  | 平成29年2月21日(水)から2月23日(金)まで  | 上記(1)から(4)までに掲げる書類及び独立行政法人国立病院機構東長野病院の診断書  | 志願先学校  | 志願書類<br>学力検査<br>面接<br>ただし、訪問教育については、志願書類に基づいて総合的に判断する。 | 学力検査<br>平成30年3月7日(水)<br>面接<br>学校長が別に定める日  | 志願先学校  |
| 寿台養護学校<br>(病弱)  |                            | 上記(1)から(4)までに掲げる書類及び独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター中信松本病院の診断書   |        |  |   |        |
| 寿台養護学校<br>(知的)  | 平成29年12月4日(月)から12月14日(木)まで | (1) 入学願書<br>(2) 志願する本人の調査書<br>(志願先学校   | 寿台養護学校 | 志願書類<br>学力検査<br>面接<br>ただし、                             | 学力検査<br>平成30年1月19日(金)<br>面接<br>学校長が別に定める日 | 松本養護学校 |

|  |  |  |  |                                      |  |
|--|--|--|--|--------------------------------------|--|
|  |  | 長の定めるもの)<br>(3) 訪問教育にあつては、病<br>気療養のため入院している<br>者又は児童福祉施設に入所<br>している者は主治医又は施<br>設長の同意書<br>(4) 志願先学校<br>長が必要と認める書類 |  | 幼稚部、訪問教育については、<br>志願書類に基づいて総合的に判断する。 |  |
|--|--|--|--|--------------------------------------|--|

3 入学許可

学校長が、志願者の保護者に平成 30 年 3 月 16 日（金）までに通知します。

4 その他

志願等についての問い合わせは、志願先の学校に行ってください（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。